

居宅介護支援

- ・提出期限は変更後10日以内（一部の届出は除く）
- ・提出期限を遅延した場合は遅延理由書の提出が必要
- ・登記事項証明書は原本またはコピーでも可。ただし、コピーの場合は原本証明が必要
- ・定款については、原本証明が必要
- ・下記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求めています

変更内容	必要書類	
	届出書類	添付書類
事業所の名称		
事業所の所在地 ※変更 1 か月前までに事前協議書を提出してください。	・変更届出書（様式第 5 号） ・記載事項（様式第21号）	・運営規程（新・旧） （所在地の場合） ・平面図・賃貸借契約書等の写し
主たる事務所の所在地	・変更届出書（様式第 5 号）	・変更後の法人登記簿の写し
代表者または開設者の氏名および住所	・変更届出書（様式第 5 号）	・変更後の法人登記簿の写し ・誓約書
申請者（法人）の名称 （法人種別の変更は、設置・廃止）		
登記事項証明書または条例等 （当該事業に関するものに限る）	・変更届出書（様式第 5 号）	・変更後の登記事項証明書等の写し
事業所の建物の構造、専用区画等	・変更届出書（様式第 5 号）	・平面図（変更前、変更後）
事業所の管理者の氏名および住所	・変更届出書（様式第 5 号） ・記載事項（様式第21号）	・経歴書 ・資格証の写し ・主任介護支援専門員研修修了証 ・勤務体制および勤務形態一覧表
運営規程	・変更届出書（様式第 5 号） ・記載事項（様式第21号）	・運営規程（新・旧） ・必要に応じて 経歴書 従業者の勤務体制等の書類 従業者の資格証等の写し 平面図
介護支援専門員の氏名およびその登録番号	・変更届出書（様式第 5 号） ・記載事項（様式第21号）	・介護支援専門員変更内容書 ・新たな従事者の介護支援専門員証の写し ・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧

居宅介護支援

- ・提出期限は変更後10日以内（一部の届出は除く）
- ・提出期限を遅延した場合は遅延理由書の提出が必要
- ・登記事項証明書は原本またはコピーでも可。ただし、コピーの場合は原本証明が必要
- ・定款については、原本証明が必要
- ・下記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求めることがあります

変更内容	必要書類	
	届出書類	添付書類
廃止（変更前 1 か月前）	・廃止・休止届（様式第 6 号）	・介護支援専門員変更内容書 ・廃止後の利用者の処遇について(任意様式)
休止（変更前 1 か月前）	・廃止・休止届（様式第 6 号）	・介護支援専門員変更内容書 ・休止後の利用者の処遇について(任意様式)
再開（変更後10日以内）	・再開届（様式第 7 号） ・記載事項（様式第21号）	・勤務体制および勤務形態一覧表（再開月分） ・介護支援専門員の氏名およびその登録番号 ・介護支援専門員登録証 ・主任介護支援専門員研修修了証 （注）管理者が変更されている場合は、管理者変更の手続きも必要となります。

介護予防支援

- ・提出期限は変更後10日以内（一部の届出は除く）
- ・提出期限を遅延した場合は遅延理由書の提出が必要
- ・登記事項証明書は原本またはコピーでも可。ただし、コピーの場合は原本証明が必要
- ・定款については、原本証明が必要
- ・下記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求めています

変更内容	必要書類	
	届出書類	添付書類
事業所の名称		
事業所の所在地 ※変更 1 か月前までに事前協議書を提出してください。	・変更届出書（様式第 5 号） ・記載事項（様式第22号）	・運営規程（新・旧） （所在地の場合） ・平面図・賃貸借契約書等の写し
主たる事務所の所在地	・変更届出書（様式第 5 号）	・変更後の法人登記簿の写し
代表者または開設者の氏名および住所	・変更届出書（様式第 5 号）	・変更後の法人登記簿の写し ・誓約書
申請者（法人）の名称 （法人種別の変更は、設置・廃止）		
登記事項証明書または条例等 （当該事業に関するものに限る）	・変更届出書（様式第 5 号）	・変更後の登記事項証明書等の写し
事業所の建物の構造、専用区画等	・変更届出書（様式第 5 号）	・平面図（変更前、変更後）
事業所の管理者の氏名および住所	・変更届出書（様式第 5 号） ・記載事項（様式第22号）	・経歴書 ・資格証の写し ・主任介護支援専門員研修修了証 ・勤務体制および勤務形態一覧表
運営規程	・変更届出書（様式第 5 号） ・記載事項（様式第22号）	・運営規程（新・旧） ・必要に応じて 経歴書 従業者の勤務体制等の書類 従業者の資格証等の写し 平面図
介護支援専門員の氏名およびその登録番号	・変更届出書（様式第 5 号） ・記載事項（様式第22号）	・介護支援専門員変更内容書 ・新たな従事者の介護支援専門員証の写し ・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧

介護予防支援

- ・提出期限は変更後10日以内（一部の届出は除く）
- ・提出期限を遅延した場合は遅延理由書の提出が必要
- ・登記事項証明書は原本またはコピーでも可。ただし、コピーの場合は原本証明が必要
- ・定款については、原本証明が必要
- ・下記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求めることがあります

変更内容	必要書類	
	届出書類	添付書類
廃止（変更前 1 か月前）	・廃止・休止届（様式第 6 号）	・介護支援専門員変更内容書 ・廃止後の利用者の処遇について(任意様式)
休止（変更前 1 か月前）	・廃止・休止届（様式第 6 号）	・介護支援専門員変更内容書 ・休止後の利用者の処遇について(任意様式)
再開（変更後10日以内）	・再開届（様式第 7 号） ・記載事項（様式第22号）	・勤務体制および勤務形態一覧表（再開月分） ・介護支援専門員の氏名およびその登録番号 ・介護支援専門員登録証 ・主任介護支援専門員研修修了証 （注）管理者が変更されている場合は、管理者変更の手続きも必要となります。